

令和

reiwa design talk
デザイントーク

令和デザイントークとは…
広く市民の声を聴くために開催される新しい市民との対話の場とし、次期総合計画への反映と市職員の人材育成・政策形成能力の向上などさまざまな分野への波及効果を目的としています。

テーマ

地元企業の担い手確保

今回は、本市隈之城町にある学校法人川島学園れいめい高等学校の進路指導の先生、普通科・工学科の生徒と「地元企業の担い手確保」をテーマにして意見交換をしました。



第6回トーク要旨

- 開催日／令和3年12月24日(金)
開催場所／学校法人川島学園れいめい高等学校
出席者／
○学校法人川島学園れいめい高等学校
・進路指導部長 門松経太先生(普通科担当)
・進路指導部 平 剛生先生(工学科担当)
・普通科生徒 春日 惇さん(3年生)
・馬場遥奈さん(2年生)
・古賀龍翔さん(2年生)
○薩摩川内市
・工学科生徒 久徳 翼さん(2年生)
・田中市長
・久保建設部長
・家村建築住宅課グループ員(同高卒)
・薬師寺総務課グループ員(同高卒)

ご意見

- 市内企業情報は進路指導担当教諭で把握しているが、生徒にダイレクトには届いていない。直接、企業と子どもたちを結びつける何かがあるといい。
- 一方で、企業情報が多すぎて何を基準に選ぶべきか判断に迷う生徒もいる。
- 工学科生徒は若手育成プロジェクトなどで企業と直接接しており、「将来何をしたいか」について具体的イメージを持っている。
- 公務員試験は通常の学校の勉強とは別に勉強しなければならない。
- 本市内には遊べる場所、みんなが集い息抜きができる場所が少ない(遊技施設やカフェなど)。

先生・生徒のご意見を直接お聴きした田中市長は、「市役所を含めた地元企業の情報が生徒に届いていないことがよく分かった。来年度以降も高校生の皆さんに対する合同企業説明会はずっと開催していく。加えて、中学生に対しても、市内企業の情報提供の場というものを来年度以降、確実に作っていきたい。市採用試験についても、求める人材とその試験内容、試験回数、時期の検討をしたい。」
また、魅力あるまちづくりとして、皆さんが集いながら遊べ、賑わいができるようなイベントをコロナ後の克服の中でやっていきたい」と述べ、第6回の令和デザイントークは終了しました。

これからも私たちが「広聴・新ビジョン調査プロジェクトチーム」は、広く市民の皆さまの声を聴くため、さまざまな職種の方との対話の場を設けるなど「開かれた市政」を目指すべく、活動してまいります。

広聴・新ビジョン調査
プロジェクトチーム
第6回令和デザイントーク
トーク担当 鮫島
紙面担当 伏貫

ご利用ください!
4月1日からの

高齢者のための各種助成制度



在宅で介護されている方への助成制度

問合先／本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G(内線2673)

家族介護用品支給事業

紙おむつなどの介護用品を購入する際に利用できる金券を交付します。

▼課税世帯 11000円券×36枚(3万6000円分)
▼非課税世帯 11000円券×75枚(7万5000円分)

※要介護者および介護者(申請者)の同一世帯全員の課税状況により利用券の額が決まります。

対象「寝たきり」または「重度認知症」の状態が3カ月以上続いていることに加え、次の①②③いずれかの要件に該当する65歳以上の要介護者、または①の要件に該当する40歳以上65歳未満の要介護者を在宅で介護している方(申請日直近180日のうち90日以上在宅で介護している方)

- ①要介護・要支援認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級を持つ方
- ③療育手帳Aを持つ方

ねたきり老人介護手当支給事業

1回の申請で6万円を支給(申請は8月と2月の年2回)します。

対象 次の①・②の要件を満たす方

- ①65歳以上の要介護4・5の高齢者を、在宅で起居を共にしながら、基準日(8月1日と2月1日)から過去6カ月間に、3カ月以上継続して介護している介護者
 - ②介護者・要介護高齢者の属する世帯の世帯員全員が市民税所得割が課されていないこと
- ※どちらの制度も、介護者・要介護(高齢)者共に、本市に住民票があり1年以上居住している方が対象です。なお、特別障害者手当・福祉手当の受給者は対象になりません。

65歳以上の一人暮らし高齢者などへの助成制度

問合先／本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G(内線2673)

緊急通報体制整備事業

一人暮らしで虚弱な高齢者を対象に、緊急時にボタンを押すと、市が指定する通報先へ通報する装置を貸し出します。

生活指導型ショートステイ事業

在宅での自立した生活に不安のある高齢者に、養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊していただき、生活習慣などの指導・体調整を行えます。

高齢者日常生活用具給付等事業

品目・対象

- ①火災警報器、自動消火器
- ▼所得税非課税世帯のねたきり高齢者、一人暮らし高齢者など
- ②電磁調理器
- ▼心身機能低下で防火などの配慮が必要な一人暮らし高齢者
- ※①の自動消火器と②の重複申請はできません。
- ※所得の状況などに応じて自己負担があります。

高齢者訪問給食サービス事業

食事の確保が困難である高齢者世帯などに対して、給食の配達を通して安否確認などを行います。昼・夕食の2食以内で配食します。

高齢者の健康づくりなどへの助成制度

介護予防元気度アップ事業

令和3年度中に貯めたポイント数による利用券(最大5000円分)および令和4年度元気度アップカードを交付します。

■元気度アップ・ポイント転換利用券申請に必要な物／令和3年度の元気度アップカード
※身分証明書の提示不要
■元気度アップカード(高齢者支援型)の交付
対象／40歳以上
※身分証明書の提示不要
※代理申請不可

■元気度アップカード(参加型の交付)の対象／65歳以上
※設置場所が自由に取得できません。
カード設置場所／本庁2階高齢・介護福祉課(各支所、鶴島振興局、各市民サービスセンター、中央公民館、各地区コミュニティセンター)、総合福祉会館

問合先／本庁高齢・介護福祉課包括支援G(内線2675)

はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業

1回800円の受診券を交付します。対象／本市に住民登録があり1年以上居住している満65歳以上の方
申請に必要な物／本人の身分証明書
※代理申請の場合は、本人および代理人の身分証明書

問合先／本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G(内線2673)

※押印見直しにより、申請には身分証明書(マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
※詳しくは問い合わせください。